

○田村副議長 次に、土光議員。

〔土光議員質問席へ〕

○土光議員 土光均です。まず最初に、これ淀江にありますが、三輪山の清水のことについてお聞きします。今日の私の質問資料の1を見てください。これを参照しながらちょっと説明をして、質問をします。

今日の質問資料で、右下に航空写真、地図があります。これちょうど1年前の9月に取り上げましたが、西尾原の水源地で、ここで定期的に水質の検査をして、P F A Sが値としては、リットル当たりナノグラムの単位で15前後、恒常的に出ています。そんなことをちょうど1年前のこの議会で取り上げました。

それに関連してというか、まず、西尾原で出るというのは、これは地下水そのものに含まれているというのは、これもうはっきりしています。そうすると、例えばということで、この三輪山の清水、ここも地下水をくみ上げています。これは地下水の地下調査で、いわゆる第3帯水層が主な水源。ただ、第2帯水層の水も少し混じっている、そういった水が三輪山の清水で湧き出ています。ここからP F A S大丈夫なんだろうかという、そういう問題意識で、これは私自身がここから水を採取して、検査機関に検査をしていただきました。それが今日の私の質問資料の1、水質検査試験結果書です。

これを見ると、ちょうど真ん中辺、私が赤く囲っていますが、単位はリットル当たりミリグラム、0.000006。この数値について多少説明を下にしています。まず、いわゆるP F A Sと言われているもの、これはフッ素系の化学物質で、種類は何千種類、

万の種類があると言われています。特に汚染ということで問題になっているのが、その中のP F O AとP F O S、この2つは実際、全国各地で問題になっています。この西尾原の水源地でもこの2つの値を測定して数値を出しています。

まず、単位のことですが、0.、ゼロが5つ、これはリットル当たりナノグラムに換算すると6ナノグラム、6という数値になります。この6というのは、検査機関に確認したところ、それぞれP F O Aの値が6ナノグラム、検査結果はP F O AとP F O S合計値で表します。P F O Sは検出できなかった。ただし、ここの定量下限値未満、検出できるのは5ナノグラム以上なので、検出できなかったというのはゼロということが確定したわけではなくて、ゼロから6の間だろうというふうに、間であると確認できます。そうすると、このP F A SのP F O A、P F O S合計をすると、P F O Aは6だけど、P F O Sはゼロから4ということで、この検査結果は6から10ナノグラムの数値がいわゆるP F A Sの値として出ているというふうに解釈できます。ここの三輪山の泉、私がいつ行っても誰かがくんでる、要は人気スポットになります。数値自身は、私自身もそんなに大きな数値、すぐ問題になるような数値ではないと思いますが、P F A Sそのものは基本的には自然界にはないものなので、やはりここの場所の地下水も含まれているということが確定しました。

このことについて市としての、これを市はどういうふうに受け止めるかということをお聞きします。

○田村副議長 山浦淀江支所長。

○山浦淀江支所長 三輪山の清水で、こちらのほうですね、資料

提供いただきまして、こちらのほうを私どもにも見させていただきました。議員が独自に調査された P F A S の検査結果の数値につきましては、国が示す暫定的な目標値、これは 5 0 ナノグラム／リットルを下回ってるということを確認させていただきました。また、暫定目標値につきましては、水道水における水質管理目標設定項目でございまして、三輪山の清水などの自然に湧き出てる水に対して適用されるものではないという理解をしております。よって、特段の対応は考えていないところでございます。以上です。

○田村副議長 土光議員。

○土光議員 特段の対応を考えてないというのは、例えばこの水くみ場、これも定期的に水質検査をしています。これは食品衛生法に基づいてというふうに聞いていますが、そんな中で実際こういう値だった。少なくとも P F A S、現状はきちっと私は知らせるべきということで、こういった値が出ているというのは私は周知そのものは必要なのではないかと思います。いかがですか。

○田村副議長 山浦淀江支所長。

○山浦淀江支所長 現時点におきましては、湧水に対する P F A S の水質検査は義務づけられておらず、また議員から御指摘いただきました検査結果の数値は、国が示す暫定目標値であるため、現状については、先ほど申しましたとおり、特段の対応を考えていないところでございます。以上です。

○田村副議長 土光議員。

○土光議員 今、暫定目標値だからという言い方をしましたが、これ例えば P F A S 自身が正式に水道水の基準になったとしたら、

これは対応が変わりますか。

○田村副議長 山浦淀江支所長。

○山浦淀江支所長 現状、目標値を大きく下回ってるという認識でございまして、今後、新しくそういった情報があれば、必要に応じて対策を講じていきたいと考えております。以上です。

○田村副議長 土光議員。

○土光議員 議事進行でいいですか。

○田村副議長 議事進行。

○土光議員 はい。

○田村副議長 内容はどのようなことですか。

○土光議員 私が聞いていることに答えてないので、ちゃんと答えて、もう一回私の聞いていることを伝えたいと思います。

○田村副議長 再度、いいですか。じゃあ、再度答弁、どうぞ、山浦淀江支所長。

○山浦淀江支所長 反問権で。

○田村副議長 反問権、はい、どうぞ。

○山浦淀江支所長 すみません、質問のところが意図がちょっと酌み取れなかったもので、もう一度お願いできますでしょうか。

○田村副議長 すみません、もう一度大きい声で、ちょっとマイクをしっかり向けておっしゃって……。

○山浦淀江支所長 質問の意図のところが酌み取れなかったもので、もう一度質問をお願いできますでしょうか。

○田村副議長 じゃあ、土光議員。

○土光議員 質問の意図ではなくて、内容です。先ほど支所長は、基準は暫定基準なので周知も含めて、特段の対応を考えてない。

これがもし水道法上で、暫定ではなくて、正式な水質基準に P F A S になったとしたら対応は変わりますかという質問です。

○田村副議長 山浦淀江支所長。

○山浦淀江支所長 すみません、湧水と水道水との違いということがございますので、自然水である湧水は水道水とは異なり、水質基準や水質検査の方法は定めてないということでございますので、こちらにつきましても検査については特段の措置、対応等を考えておりません。

ただ、今後 P F A S に関する検査につきましても、引き続き国の動向に注視し、情報収集に努めたいと考えております。以上です。

○田村副議長 土光議員。

○土光議員 再度、周知をするかどうか、それが暫定が変わった後に、周知をするかどうかということと、それから、継続して注視とか、そういうふうに言いましたが、これ少なくとも継続的にここを、P F A S の測定はすべきではないかと思うんですが、その2点についてお答えください。

○田村副議長 山浦淀江支所長。

○山浦淀江支所長 今後、国の基準が新年度から変わるということの情報は得ておりますので、その中でどういったことが示されるかっていうことも含めますけれども、必要に応じて利用者の方の安全・安心を第一に考えて対応していきたいというふうに考えております。

○田村副議長 土光議員。

○土光議員 継続して検査に関しては私はやるべきだと思います

が、今の答弁でそれはなかったもので、例えばこれ、水道局、P F A S の検査機械を持っていて、やろうと思えば割と簡単に、費用もそんなにかけずにできる、そういう体制に今、米子市はなっています。いますよね、もしなっていないんだったら反論してください。そういう状況だと、なっていると私は思ってるので、少なくとも継続して検査、定期的に、年に1回とか半年に1回、すべきではないですか。

○田村副議長 山浦淀江支所長。

○山浦淀江支所長 水道局の検査方法があるということを今お伝えいただきましたので、そういった検査方法につきましても研究を深めて、実施に向けての検討を行いたいと考えます。以上です。

○田村副議長 土光議員。

○土光議員 ちょっと念のために確認しますが、上下水道局長、水道局、そういった検査きちっとできる体制にありますよね。費用もそんなにかかるものではないというふうに聞いています。間違いないですね。

○田村副議長 下関上下水道局長。

○下関上下水道局長 水道水についてですけれども、P F A S の検査については、今は暫定目標値ということでございますけれども、既に検査をやっております。その検査内容についてもホームページ等で報告をさせていただいているところでございます。

検査体制については、先ほど言いましたようにもう既にやっておりますので、検査体制は整っております。ただ、上下水道局がやっておりますのが、水道法に基づいて、水道水に対して検査を行っているところでございまして、先ほどの湧水についてできる

かどうかということにつきましては、今のところは考えていないところでございます。

それともう1点、経費につきまして、安い金額でできるんではないかっていうことをおっしゃられましたけれども、私の承知してる限りで、試薬等で、実費ですけれども、これが5,000円程度かかるというふうには承知はしております。ただ、そのほかに、実際には人件費とその他の経費もかかりますので、そういったような5,000円程度の、実際には安価でできるというような状況ではないというふうに承知をしております。

○田村副議長 土光議員。

○土光議員 ぜひこれ継続的な検査、地下水そのものに含まれているということは、私はこの三輪山の清水だけに限らずに、継続的に検査等をして注視する必要があるというふうに思っています。それから、特にここの三輪山の泉、非常にある意味で人気スポットになります。米子市もお金を、予算すごくかけて駐車場の整備、あずまや、やっています。そういうふうにして要は水くみの便宜を図ってるし、市自身が便宜を図っている場所ですから、安全・安心を確保するためにもきちっと継続的な検査、そして、その結果は周知をすべきというふうに思います。

では、次に行きます。次は、情報公開制度に関してお聞きをします。

まずこれ、米子市の情報公開制度、ホームページにこう書いてます。米子市の情報公開制度は、市と市民の皆さんの共有の財産である米子市の持っている情報を公開することにより、米子市と市民の皆さんとの信頼関係を深めというふうに書いています。そ

して、市民の皆さんなどからの請求に応じて、原則として公開、つまり共有の財産ですから、原則として公開します。その運用は、米子市情報公開制度の手引によって運用している、そういうふうなうたっています。

私は、これから取り上げますが、これが適正に、つまり情報公開制度、市と市民の共有財産である情報に関してきちんこの手引によって適切に行われているかどうか、ちょっと疑うような事例があったので、それを紹介して、質問をします。

まず、質問資料の2を見てください。この質問資料、市民から提供を受けた文書です。公文書非公開決定通知書。これは市民がある文書を公開請求して、結果を市民に通知してる文書、非公開、公開しませんという通知です。どういった文書を市民が請求したか、これは、この公文書非公開決定通知書の3番に書いてあります。公開請求のあった公文書の件名及び内容。内容は、平成29年7月から同年9月末までの米子市と平成28年度指定管理者選定委員会委員長何々氏との間のやり取りの全て。このぼかしは、これは私自身が入れてます。これで不存在、つまりこういう情報は持っていません。不存在です。その理由は4番に書いています。公開しない理由、当該文書は実施機関において作成及び取得していない、取得はしていないからもともと持っていないんだという結果です。

私はこれを見せてもらって、これはおかしいと思ったのです。なぜかという、当時、私は、当時委員長とこの件についてやり取りをして、委員長自身がこの間に、具体的には8月10日に、委員長が米子市に出かけて行って、担当課と委員長自身が作った



資料を渡して協議した、そういうことを私は委員長から聞いているのです。なのに取得していない。これははっきり言ってその理由で非公開というふうに私は思いました。ということで、この市民に私は不服審査請求をすべきだというふうに勧めて、実際に行いました。

その結果、これがその下にある不服審査請求の結論です。審査会の結論です。ここにこう書いてます。青線で引いてますが、一つは原本が廃棄済み。つまり原本廃棄してるということは、取得しているんですよ。理由は、取得してないから非公開だということだけど、よく話を聞いてというのは、審査会でいろいろやった、確定した事実、原本はある、つまり取得しているけど、捨てているというのが結論です。ただ、この文書はPDF化を市の当局、担当課でしてしました。そのPDFのデータはありました。だから、これを公開しなさいというのが審査会の結論です。それを受けて、市当局は改めてこの公文書公開の請求に対して公開をしました。それがその下にある文書です。これ明らかにこの運用、私は不適切だと思うのですが、見解をお聞きします。

○田村副議長 藤岡総務部長。

○藤岡総務部長 御紹介いただきましたこの文書は、平成28年度の指定管理者候補者選定委員会委員長が平成29年8月頃に本市の総務管財課との面談の際に持っていらっしゃった、御持参なされた資料でございます。面談の結果、委員長が当該文書を修正して再提出するという意思を示されたので、当該文書の收受を行うことなく、修正後の文書提出を待つこととなりました。しかし、その後、修正の再提出はされませんでしたので、当該文書は担当

職員の個人用の資料として手元で保管することになったものでございます。その後、約２年間経過した令和元年８月頃、担当職員が当該文書をＰＤＦデータにして職場のパソコンの共有フォルダーに保存いたしまして、その後に原本の廃棄をしております。

以上の経過を踏まえまして、該当の資料につきましては、本市の文書取扱規程に定めます文書を収受したという決裁手続を経ないこと、また担当職員の手元で約２年間保管された後に共有のフォルダーに保存されたことから、組織として利用、保存された状態にないものであると判断をしまして、情報公開条例で定める公文書には該当しないものとして、文書不存在による非公開決定を行ったものでございます。以上です。

○田村副議長　土光議員。

○土光議員　というふうな、私はへ理屈だと思いますが、実際、審査会の、この審査会、これ資料には結論部分しか載せていませんが、途中の経緯とか書いて、市はそういう主張をしたというふうにちゃんと書いてます。もう私にはへ理屈にしか思いません。審査会は、そんなへ理屈は駄目ですよ、ちゃんと公開しなさいというのが結論ですよ。審査会の結論はそうです。今のようない理由は通しませんよ、ちゃんと公開しなさい、それが審査会の結論です。この結論に対しては、市当局はどういうふうな見解ですか。

○田村副議長　藤岡総務部長。

○藤岡総務部長　今回の裁決につきましては、請求人の主張と本市の主張とを情報公開・個人情報保護審査会において検討された結果であると認識をしております。以上です。

○田村副議長　土光議員。

○土光議員 審査会はこの結論出して、これもともと行政不服審査請求があつて、審査庁に出して、審査庁は審査会に答申して、その審査会の結論が私の資料です。この審査会の結論を審査庁はどういうふうに受け取りましたか。

○田村副議長 藤岡総務部長。

○藤岡総務部長 審査会におかれましては、公開の対象というふうに御判断されたと承知をしております。以上です。

○田村副議長 土光議員。

○土光議員 つまり審査庁としても、審査会、今言った先ほどの答弁、いろいろ述べたことは、これは通用しない、ちゃんと公開しなさい。その結論を審査庁もそのように受け入れて判断したわけですね。どうですか。

○田村副議長 藤岡総務部長。

○藤岡総務部長 まず、元委員長が当該文書を持参し、総務管財課と面談したことについては、請求人と市の主張に争いというのはございません。

今回の公文書の公開請求に対する対応に当たりましては、当該文書が公開対象となる公文書か否かの判断をしたものでありまして、その結果として、本市は、当該文書は担当職員が個人的に保管していた私文書（しぶんしょ）、私文書（わたくしぶんしょ）であるとしまして、公開対象ではないとしたものでございました。そして、今回の裁決につきましては、請求人の主張と本市の主張とを情報公開・個人情報保護審査会において検討された結果、公開となったものと承知をしております。以上です。

○田村副議長 土光議員。

○土光議員 審査庁は審査会に諮問して、審査会は、今日の私の資料のように、そういう結論を出した。審査庁は、この審査会の結論をどう受け止めたんですか。これは審査庁のトップは米子市長ですよ、市長に答弁求めます。審査会としては、この答申をどういうふうに受け止めたのですか。

○田村副議長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 私からお答えいたします。今、総務部長のほうからお答えしたとおりであります。文書の存在そのものについての事実関係についての争いはないわけではありますが、その文書が公文書公開請求の対象になる公文書なのかどうかという判断の部分について、我々の認識と、それから審査請求された方との認識が違うというところについて、第三者機関である審査会のほうで御審査いただいたと。これはそういった部分について中立的な立場から御審査いただくために設けた機関でありますので、その御判断を我々としては尊重し受け入れて、その後の事務を進めたということであります。

ちなみに、これは改めて申し上げる必要はないかもしれませんが、公文書か否かということについては、先ほど言いましたとおり、我々としてはきちんと文書として収受し、文書として保管するという形態が当初なかったということでもあります。ただ、結果的に、職員がそれを、いわゆる公文書でないものを組織上の共有フォルダーに保管した、この時点から、どういう経過であれ、組織共用文書の形態をなすことになったというのが審査会の判断でありまして、その判断について我々は受け入れたということでもあります。以上であります。

○田村副議長 土光議員。

○土光議員 つまり実際受け取ってて、廃棄をしたと、それは一つの事実だけど、実際PDFのデータ、これが公文書じゃないというふうに判断して、ただし、そういった判断は当たらないよというのが審査会の結論です。今言った、受け取ってるけど収受はしていない、つまり正式に判こも押してない、だから形式上、公文書はないから、しなくていい。そういうことは通りませんよというのが審査会の判断です。そういうことがちゃんと書かれています。

その答申を受けて、審査庁、これはトップは伊木市長です。審査庁はこういう見解をちゃんと書いてます。審査会は市の処分を取り消し、こういう判断をした、それに関して、審査庁もその判断を尊重する、そして同様に判断をする。つまり公文書の判断、公文書じゃないという判断は、これは、そんなのは通りませんという審査会の判断も審査庁、つまりトップは伊木市長、これは同様に判断するという、そういうふうに結論を出したわけです。だから、改めてデータの公文書を出したわけです。明らかにこれ、情報公開手引、適正に私は運用されているとは思えないということを申し上げておきます。

それからもう一つの例があります。これが私の質問資料3番です。これは借地問題に関連する事柄で、今年の3月3日、皆さんも記憶に新しいと思います。市長はこの議場で、借地問題に関して、直接地主に会って、それなりの話を聞きました、話をいただいたというところなんですというふうな、これ文字起こしの文章です。これを聞いて、確認すると、これに相当する文書を地主からもら

ってるということが、それが分かったので、公文書公開請求しました。

それで開示されたのが左っ側、3月17日に開示された文書です。黒塗りは、手引に従って理由が要ります。理由は下にあります。①市の財産上の利益、または当事者としての地位を不当に害すると認められるから、この部分はそういうことに該当するから。もう一つは、②個人情報。その2つに該当するから、17日の文書、ここは黒塗りで出しますよ。その後、今日も話題に出ましたが、7月3日、全員協議会で市当局は、地主の考え、条件を詳細に説明をしました。だから、その時点で明らかにできないことは多分なくなっているのではないかと私は思って、再度、同じ文書を公文書公開請求しました。出てきたのが7月28日の開示文書です。

この2つを比べてみるとというのが下の、ちょっと大きめに。7月18日でも黒塗りの部分は、これは多分個人情報に類するところではないかと判断、私は一応そういうふうに思っています。逆に言うと、17日で隠したけど、18日は明らかにしたところ、これは黄色の部分です。これは市の財政上の利益、または当事者としての地位を不当に害すると認められるから、3月17日の時点では黒塗りにしたというふうになります。

お聞きします。例えばですが、これ3月17日の時点でという前提でいいです。黄色で書いてる部分で、2行目、貴市から買取りの要望を受けております。これ黒塗りになってる部分です。これ何で市の財産上の利益、当事者としての地位を不当に害することなんですか。周知の事実だと私は思ったんですが、説明を求め

ます。

○田村副議長 藤岡総務部長。

○藤岡総務部長 情報公開条例第7条第7号のイについて御紹介いただいておりますけど、ちょっとその前段も含めて。市が行う事務、または事業に関する情報であって、公にすることにより当該事務、または事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの、これが7号でございます。そして、契約、交渉、または争訟に係る事務に関し、市の財産上の利益、または当事者としての地位を不当に害すると認められるもの、これを非公開としております。交渉中の案件につきましては、当事者としての地位を不当に害すると認められるものに該当すると判断しておりますことから、交渉に関する文書は原則非公開の扱いとしております。3月の17日付の情報公開の請求、開示しましたときは、その時点におきましては、3月定例会で市長から答弁させていただいた内容については非公開に当たらないと判断し、答弁部分に限り一部公開をしたものでございます。また、令和7年7月3日の全員協議会において、本庁舎等敷地の取得交渉につきまして、経過報告をした箇所につきましては、その後は開示すべき情報と判断し、公開をしたものでございます。現時点におきまして、本案件は交渉中でありまして、原則は非公開の扱いとすることについて変わりはありません。以上です。

○田村副議長 土光議員。

○土光議員 まずお聞きしますが、私の質問資料の一番下、一部を公開しない理由。これは3月17日の開示決定のときに公開しない理由はこれしかなかったのですが、それ以外、いっぱい今言

われましたが、この１７日の開示文書、黒塗りで出して、公開しない理由はこれしかなかったんですが、ちょっと私はそういうふうに思っているのですが、間違いないですね。

○田村副議長 藤岡総務部長。

○藤岡総務部長 議員の資料の中で、第７条第７号のイについての御紹介いただいておりますけれど、先ほど申しましたように、第７条の第７号の前文がございまして、そちらにつきましては、市が行う事務、または事業に関する情報であって、公にすることにより当該事務、または事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められる次に掲げるもの、次に掲げるもののイの内容につきまして、具体的に非公開とする理由としてお示ししたものでございます。以上です。

○田村副議長 土光議員。

○土光議員 私の聞いているのは１７日の開示決定書で一部公開にする理由として、今日、質問資料で抜粋してる。私はこれしかなかったと思いますが、事実として間違いないですね。

○田村副議長 藤岡総務部長。

○藤岡総務部長 申し訳ありません。今、議員お示しの資料、手元にございませので、内容につきましては先ほど御説明しましたとおり、情報公開条例第７条の規定、そして第７号イについて、イを抜粋したものがこの原本であると承知をしております。そして、交渉に関する文書は原則、現在交渉中ですので、非公開としておりまして、情報公開をいただきましたときには答弁部分、３月定例会で市長のほうから答弁させていただいた内容に限って、これは答弁申し上げておりますので、非公開には当たらないとし



て、答弁部分に限り一部公開をしたものでございます。以上です。

○田村副議長 土光議員。

○土光議員 情報公開の手引で、交渉中のやつは一切出さない、そういった内容のところは私はないと思います。中身を精査して、具体的な、例えばだけど、市の財産上の利益、当事者としての地位を不当に害する、そういう部分は非公開、そういった処理をなさいというのは私は手引の精神だと思います。情報というのは市と市民の共有財産ですから。

改めて聞きます。この黄色の部分で、17日では抵触するというふうに判断した、一つ、先ほど言ったけど答えてもらってないです。貴市から買取りの要望を受けているから、例えばかねてより貴市は本物件を買い取ることについて強い希望を持って要望してる。何でこれを公開することによって差し障りがあるのですか、周知の事実だと思うのですが、その説明をお願いします。何でこれは黒塗りの理由になるんですか。

○田村副議長 藤岡総務部長。

○藤岡総務部長 先ほどの答弁と重なるところがございますが、現時点におきまして本案件は交渉中でございます。ですので、原則非公開としております。条例の中にあります不当に害するおそれがあるものということで、交渉中でございますので、交渉で相手方がある中で交渉に影響を与えないために、一定の非公開の措置を取っております。そして、塗っている部分というよりは、公開した部分についてで御説明申し上げますが、公開しました部分は市長から答弁した部分でございますので、その部分に限り一部公開をしたというところでございます。以上です。

○田村副議長 土光議員。

○土光議員 幾ら答弁聞いても、情報は市と市民の共有財産で原則公開という考え方、具体的に抵触する場合というのは第7条等に規定されて、その部分は黒塗り。そういった考え方に沿って、私は正しい事務処理は、幾ら聞いても、行われているとは思えないということを申し上げておきます。

じゃあ、次……。

○田村副議長 項目替わりますか。

○土光議員 はい。

○田村副議長 じゃあ、よろしいですか。

それでは、暫時休憩いたします。

午後3時01分 休憩

午後3時18分 再開

○田村副議長 休憩前に引き続き会議を開き、市政一般に対する質問を続行いたします。

土光議員。

○土光議員 通告では、島根原子力発電所で避難計画についてお聞きをしていたのですが、ちょっと質問資料を準備してるほうを優先してお聞きしますので、次、憩いの道の借地についてに移ります。

これも質問資料4番を見てください。憩いの道というのは、この市役所の隣、図書館があって、その隣、そういうところ。私の資料の上っ側、これは担当課から提供いただいて、憩いの道で借地部分というのがピンク色に塗られているところ、ここが借地ですよという、そういう状況です。これ借地料は年間約1,000万円、

1,000万円をちょっと超えるぐらい、このピンク色の全部、借地料は1,000万円超えるところです。私はこれはちょっと額として大きい、だからちゃんと必要性を精査して、ここも考えていけないといけないということで取り上げます。

この借地部分を下で改めて分けました。借地は、1人の地主から全て借りているわけではなくて、3人の地主から借りています。それが、手書きで白い部分、青い部分、赤い部分、それぞれ別の方から借りています。特にこの質問では赤い部分の借地、ここを借地していることに関して聞いていきます。総額1,000万円ちょっと、1,000万円超えると言いましたが、この赤い色部分は約600万円です。ここを借地にして、実際は公園、それこそ憩いの場として、それから植樹帯、そういうふうに市はそれを使っています。この必要性を改めてお聞きします。

○田村副議長　伊達都市整備部長。

○伊達都市整備部長　憩いの道周辺は、米子市役所、本庁ですね、それから図書館、美術館等の公共施設が集中しておるところでございまして、その中で、広場部分を含む憩いの道は、公共施設の利用者の休憩や子どもの遊び場として利用されておりました、中心市街地の貴重なオープンスペースとして必要だということで考えておるところでございます。

当該借地の米子市役所有料駐車場側は、図書館からこちらの合同庁舎までの通路としても利用されていることから、必要だということで考えておるところでございます。以上です。

○田村副議長　土光議員。

○土光議員　ちょっと最後の部分の意味がよく分からなかった、

最後の部分の必要性。

○田村副議長 伊達都市整備部長。

○伊達都市整備部長 図書館、美術館から合同庁舎、国の機関とか入っております合同庁舎ですね、そこに抜ける通路として利用もされていることから、必要だということで思っておるところでございます。以上です。

○田村副議長 土光議員。

○土光議員 これ年間600万円かけても、その必要性はちゃんと値するという認識でしょうか。

○田村副議長 伊達都市整備部長。

○伊達都市整備部長 そのとおりでございます。

○田村副議長 土光議員。

○土光議員 これは私の考えですが、ここがもしなくても、そんなに決定的に困るようなことはない、ここというのは赤色の部分です。以前、6月議会のときに、ここは通り道だからという、今ちらっと通り道だというふうに言いましたが、赤い部分がなくても通り道としては特に、本当に困るようなところではないのではないかと。ここをあえて600万円もかけて維持する、するんなら買取りをする、買えないんだったら、もう市としてはここは維持しない、そういった考えがあってもいいのではないかと思います、いかがですか。

○田村副議長 伊達都市整備部長。

○伊達都市整備部長 必要だということですね、土地所有者の方とは買取り交渉っていうのは行っておるところでございますが、相手方もあることで、なかなかそういったところが成立していな

いというところで今現在借地を継続させていただいてるところでございます。

○田村副議長 土光議員。

○土光議員 買取りができないんだったら、もう借りない。これ契約は3年更新になるので、契約終了時に、改めてもう更新しない。それは市の判断として対等にできるところなので、そういった選択肢は私はあってもいいのではないか、この必要性というのは、もう一度きちんと精査しないといけないというふうに私は思いますが、600万円というと、今議会でも困窮家庭のエアコン補助、600万円です十分できる、そういった額だというふうに私はちょっと頭にちらっと浮かんだんですが、市長はその辺どういうふうな認識でしょうか。

○田村副議長 伊木市長。

○伊木市長 先ほど都市整備部長から答弁したとおりでございます。いろいろ御意見、御感想はおありだというふうには思いますが、先ほど部長が答弁したとおり、この市役所利用者、あるいは図書館や周辺の公共施設を利用された方にとりましての一つの休憩場所であったりだとか、文字どおり憩いの場所として今使っておりますので、過去の経過からしても、これも必要性はあるだろうということで、現在、これも部長からの答弁ございましたけども、買取り交渉自体はずっと続けているところでございます。

○田村副議長 土光議員。

○土光議員 私は現状等を把握して、ここの必要性、費用対効果というのをきちっと精査すべきだと思います。

次に行きます。次は、産廃処分場計画地で市有地を提供するというのは市はずっと前から表明していますが、売却か貸付けか。この前の委員会で市は売却を選択した、選択するというふうに言いました。これに関して改めて私は貸付けか売却というのは、それぞれについて分析をしてみました。この売却か貸付けかに関しては、1つは経済的な視点、2つは産廃用地、これ事業期間中の運用に関して市が担保、何らかの関与ができるか、担保ができるかという視点、それから終了した後、これ50年後になりますが、跡地利用の視点、この3つで考えてみると、まず、経済的視点でいくと、ここで、私の質問資料5番で出してるのは、これは事業センターが詳細に分析をした数値です。事業センターによると、事業センターは借りるほうですが、借りると借地料は3,423万円というふうに試算をしています。根拠はそこに書いてます。事業センターの立場で、買う場合、買取り土地代、それからいろんな税金がかかります。そんなんも全部検討しています。この中で、市のこれが収入となる部分を黄色で印をしています。それぞれ合計額は、貸付けの場合は、47年間で見ると、市の収入は3,423万円、売却すると1,800万円、これ固定資産税も含めてというふうに考えることができます。どっちがいいか。この視点だけではないですが。

それから2つ目、これもし貸付けをすると、当然賃貸借契約書を結びます、あくまでも市の土地です、貸すという。貸すときに、様々な条件を市はつけようと思ったらつけることができます。この産廃の運用に関して、市民の安全・安心を守る立場から、市として、要は地主として何らかの条件を付すことが貸付けならでき

ます。売却だったら、もう市は全く関係ない第三者ですから、何もできません。

それから、私が一番強調したいのは、跡地利用です。４７年後、これ環境保全協定書にもあります。事業センターの意思として、これは終了後、農地として利用ができます。そのために、１メートル覆土して、土地所有者、つまりこれは貸し付けてる所有者です、売却すると関係ないです。土地所有者に返還。つまり市は、市の立場でいくと、４７年後、農地としてこの土地は返ってくるわけです。売却すると何にもなしです。

というふうなのを見ると、費用だけ見ると貸付けが有利で、市長はいみじくも不動産業をやってるわけじゃない。それは考え方としてはそうだと思います。でも運用とか、特に跡地利用、市有地が残ります。そういった視点から見ると、明らかに貸付けのほうが市にとってメリットがあるのではないかというふうに私は思うのですが、見解をお伺いします。

○田村副議長 藤岡総務部長。

○藤岡総務部長 まず、当該市有地につきましては、相手方から、環境管理事業センターから買取りの申出があったということでございます。

次に、この対象地でございますが、市として将来的な利活用計画がない遊休地でございます。本市は、第５次米子市行財政改革大綱に掲げておりますとおり、遊休地については売払いを原則としております。このことから、鑑定評価に基づく適正な価格により売り払う方向で事務を進めることとしたものでございます。

そして、賃貸借についての御意見がありましたが、まず、遊休

地でございますして、鑑定評価に基づく適正な価格により売り払う方向で事務を進めようとしておりまして、賃貸借と比較する考えは持っておりません。

そして、跡地利用のお話ございましたが、50年後の跡地利用につきましては、廃止の段階で地権者の意向、あるいは周辺の状態、地域の要望に配慮して利用用途を決定する旨を環境管理事業センターから伺っているところでございます。

そして、市の関与についての御質問も御意見としてあったかと思いますが、本市は、この土地につきましては、環境保全協定書を締結しておりまして、保全協定書に定められておりますとおり、本市の役割としましては、センターの処分業務に伴い、地域の生活環境に支障が生じていないことを確認するとともに、関係6自治会における本協定に定める権利の行使と、その他本市に関連する地域振興の実施に際し、必要に応じて支援をする、これが役割でございます。ですので、土地の所有の状況のいかんにかかわらず、本市が果たすべき役割を果たしていく考えでございます。以上です。

○田村副議長 土光議員。

○土光議員 そういった内容の話を委員会でもお聞きしました。

市長に私はお聞きしたいです。この私の売却、貸付けはこういうふうに考えられる、これを見て、市長の率直な見解をお伺いしたいと思います。

○田村副議長 伊木市長。

○伊木市長 経済的視点、その他書かれていますけれども、これはまず原則的取扱いとして、我々米子市といたしましては、遊休



地につきましては売却をかけていくということで、過去にもずっとこの遊休地の台帳に載ってるもの、順次、準備が整ったところから売却をかけてきたという経過がございます。仮に土光議員の今回のこの件について正しいとするならば、過去に我々が売却した遊休地も同じように売れる段になって、やっぱり賃貸のほうが有利だから、これは売らずに賃貸にするっていうことを言わなければいけなくなってしまう。したがって、我々のポリシーとして、政策として一貫性持たすためにも、このような遊休地については売却をしていくということが我々にとりましては重要なポイントだというふうに思います。

そして、ここに書かれてないことがあるとするならば、例えばこうした遊休地については、全て台帳に記載をして、時々やっぱり管理状況等についても確認をしていかなければいけません。継続的に何らかの関わりというものを持っていくことが必要になってまいるわけでございますけれども、そうした視点からも、やはり市として今後使う必要のない土地については売却をかけるということには一定の正義があるというふうに思っております。そのような理由から、これはもう部長が繰り返し答弁をしてきたように、売却をするということで我々は考えを一貫させているというところでございます。

○田村副議長　土光議員。

○土光議員　遊休地という言い方をしていますが、センター自身は、これはセンターが言ってることです。この環境保全協定を結ぶ頃までは、今日の資料でも環境保全協定第14条第3項、引用していますが、この条項は、センターは、土地は借りるものという、

そういった想定をした文章である。これはセンター自身がそう言ってます。産廃の事業計画書も、借りるという前提で事業計画書が出ています。つまり、センターはずっと借りたいというふうに、そういう意向を表明しています。これ米子市は把握していましたか。

○田村副議長 藤岡総務部長。

○藤岡総務部長 センターの計画書において、センターのお考えがあることは承知はしておりますが、市としまして、今回土地につきましてセンターのほうから御連絡をいただいた、相手方から御連絡をいただいたのは、買取りの申出でございます。以上です。

○田村副議長 土光議員。

○土光議員 それ以前、センターは借りたい、買取りの正式な文書は出て、いつだったっけ、出て、それ以前は、米子市はセンターは借りたいか売ってほしいか、そういった意向は全く何も確認とか把握はしていなかったんですか。

○田村副議長 藤岡総務部長。

○藤岡総務部長 土地の提供につきましては、令和元年8月の全員協議会でも御報告、御説明したとおりでございます。具体の手法につきまして、センターからのお申出は買取りでお聞きしているところでございます。以上です。

○田村副議長 土光議員。

○土光議員 私はその辺の答弁というか、非常に違和感があるんです。例えばセンターは、先ほど言いました、環境保全協定書、これは結ぶまで、これ3月29日、それまでは基本的に借りるという前提でいろいろ計画を話していた。具体的に米子市とも、セ

センターは借りたいという意向で、そういった協議をしている文書がありますよね。例えば示すと、昨年１２月２４日、それから今年の２月の１４日かな、これ、環境政策課名で出てる。そんな中で、協議の内容が書いてます。センターは借りたいという意向を示してる、そういった文書があるんですが、その辺と答弁が非常に私は、食い違って、違和感があります。説明できますか。

○田村副議長 藤岡総務部長。

○藤岡総務部長 １２月から具体的な協議に入ったものと承知をしております。元の計画が借入れということをつくっていらっしやったので、それについての当初の考え方を説明されたものと、協議の中でそういうことをおっしゃったのではないかと考えます。ただ、具体的に今回の土地をどうするかにつきましての申入れは、買取りの申出をいただいているということでございます。以上です。

○田村副議長 土光議員。

○土光議員 もう一つの違和感があります。米子市は、遊休地は売るのが原則、ここは遊休地だ、もうそれはずっとした、一貫した米子市の考え方だというふうに今言いました。ただ、市有地の提供の仕方ですとこれまで、センターの買取り依頼があるまでは、売るとも買うとも全く白紙だという、そういう説明をしています。遊休地を売却するという市の方針がちゃんとあるんだったら、センターが買取りを希望しようが売るというのは、もうそれ以前に方針で決まっているはずだけど、議会等では一切そのことは触れずに、白紙という言い方をずっと通していました。非常に違和感があります。それについて説明していただけますか。

○田村副議長 藤岡総務部長。

○藤岡総務部長 この案件につきましては、まず、相手方のあるお話でございまして、相手方から買取りの申出があった、これに対して市は対応をするということでございます。申出があった時点におきまして、この土地の状況を改めて確認しまして、市として、行政として将来の利活用のない遊休地であることから、そして第5次行革大綱に掲げておりますとおり、遊休地については売払いを原則としている、この原則に鑑みまして、鑑定評価に基づく適正な価格により売り払う方向で事務を進めることとしたものでございます。以上です。

○田村副議長 土光議員。

○土光議員 遊休地という言い方も違和感があります。50年後は農地で戻ってくる、そのことを指摘しておきます。

終わります。